

諏訪ユネスコ協会 2022年度定時総会



諏訪ユネスコ協会



日時:2022年5月23日(月) 午後3時
場所:「ゆいわーく茅野」

2022年度 定時総会次第

日 時 2022年5月23日（月） 午後3時

場 所 「ゆいわーく茅野」

第一部 総会

1. 開 会

2. 顧問挨拶 林 新一郎

3. 会長挨拶 矢崎 靖雄

4. 総会成立宣言

5. 議長選出

6. 議事録署名人選出

7. 議 事

第1号議案 2021年度 事業報告・・・・・・・・・・ 2
2021年度 決算報告・・・・・・・・・・ 5
2021年度 監査報告・・・・・・・・・・ 6

第2号議案 規約改正に関する件・・・・・・・・・・ 7

第3号議案 2022年度 事業計画・・・・・・・・・・ 20
2022年度 収支予算・・・・・・・・・・ 22

8. 諏訪ユネスコ協会会員名簿・・・・・・・・・・ 23

9. 閉 会

第1号議案

2021年度事業報告

本部会

1. 「諏訪ユネスコ協会」2021年度定時総会開催
日 時：5月17日（月）17時
場 所：茅野市「ゆいわーく茅野」
*本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面議決とし
理事のみの出席で総会を行った。
出席者：17名
書面議決：賛成30名
依って合計47名の賛成を得て全ての議案が承認された
2. 理事会（毎月1回）
3. 5月11日（火）SDGsポスター贈呈式（6市町村各小中学校）
4. 6月 「諏訪ユネスコ協会創立10周年記念誌」発行
5. 6月16日（水）「6市町村、諏訪ユネスコ協会担当者会議」開催
6. 8月28日（土）信州ESDコンソーシアム総会。オンライン参加
7. 10月30日（土）長野県連会長会。オンライン出席
8. 11月20日（土）「2021年度中部東ブロック・ユネスコ活動研究大会
in 神奈川」オンライン参加
9. 11月22日（月）「公益信託高島環境ボランティア基金」へ応募（2022
年3月、決定通知届く）
10. 12月16日（木）株式会社「みやま」入会説明
11. 12月20日（月）富士見高校ユネスコスクール申請説明
12. 2022年2月22日（火）信州ESDコンソーシアム成果発表。オンライン
参加
13. 2022年3月10日（木）「ゆいわーく茅野」YouTubeで諏訪ユネスコ協
会紹介のビデオ撮影
14. 諏訪ユネスコ協会ホームページの管理・更新

地域遺産部会

事業の趣旨

諏訪地域の自然文化遺産について知る。

1. 箏の演奏と講演会の開催

日 時 2021年（令和3年）12月11日（土）14時～16時

会 場 諏訪市「すわっチャオ」

箏演奏 絵本「かぜのでんわ」の朗読と箏の演奏、ほか箏曲

東日本大震災のあと丘の上に置かれた電話ボックスでの実話が絵本となった。

演奏者 宮下悦子（玉響の会）朗読小口みち子（玉響の会）

講演会

演題 八ヶ岳と糸静線～諏訪周辺の火山活動史&“富士見の谷”～

講師 小口 徹 氏（下諏訪町宿場街道資料館専門研究員）

講演内容 大地震が日本の大地を揺らす日が近いといわれています。諏訪周辺の火山活動の歴史から諏訪湖がどうやってできたのか、活断層とフィリピン海プレートの沈み込みが深く関係しています。また諏訪湖岸から葦崎までまっすぐ続く長い谷の先に、富士山を眺めることができる溝地形“富士見の谷“の魅力についてもお話しいただきました。

寺子屋部会

1. 年間計画の送付
2. 地区責任者へ生徒数の調査依頼
3. 12月10日（金） 16時～18時30分 場所：「ゆいわーく茅野」

第1回部会

- ・各地区学校責任者がチラシ、教育長・学校長への依頼文書及び感謝状・礼状等、「書き損じハガキ」回収に必要な資料を持ち帰る。
4. 12月～1月 地区責任者が教育長へ挨拶。その後、各学校責任者が学校に出向き書き損じハガキ回収活動の依頼
 5. 回収まとめ
 - ・回収後の切手への交換方法変更のお知らせ通知発送
 - ・反省アンケートのまとめ
 - ・集計表の作成・報告
 6. 2022年3月25日（金） 14時～17時 場所：「ゆいわーく茅野」

第2回部会 反省会

- ・アンケートを基に次年度の計画見直し

環境問題推進部会

1. 諏訪湖アダプトプログラム参加

実施区間：No.15 石彫公園周辺

第1回 10月28日（木） 9時～

*「新型コロナウイルス」感染拡大により当初計画されていた日程での実施が中止となった。緊急事態宣言が解除されたことを受け、ようやく第1回が実施できた。

参加者：13名 可燃物約40kg回収

2. 3月12日（金） 諏訪湖アダプトプログラム報告会出席

ユネスコスクール推進部会

- 5月20日 富士見高校訪問 小池校長とユネスコスクールの説明と打ち合わせ
- 5月24日 岡谷南部中学校訪問 3学年担当職員との打ち合わせ
- 6月8日 第1回ユネスコスクール推進部会開催
- 6月15日 富士見高校生徒会役員へのSDGsについてプレゼン
- 7月15日 第2回ユネスコスクール推進部会開催
- 8月17日 第3回ユネスコスクール推進部会開催
- 10月12日 岡谷南部中学校訪問 清水先生との打ち合わせ
- 10月22日 岡谷南部中学校3年生へのSDGsについてプレゼン
- 12月12日 SDGs講演会参加 SUWA次世代の学び推進フォーラム
- 12月23日 第4回ユネスコスクール推進部会開催

広報部会

1. 広報紙「諏訪ユネスコ通信」年3回の発行
 - 第31号：2021年7月31日 発行
 - 第32号：2021年11月30日 発行
 - 第33号：2022年3月31日 発行
2. 諏訪地区内報道機関へのPR活動
 - ・広報紙の配布、各部会事業活動の広報
3. ユネスコ協会連盟へ提出書類の作成、事業活動の広報
4. 長野県下、各ユネスコ協会への広報活動、広報紙の配布等
5. ホームページの管理

2021年度収支決算書

(2021年4月1日～2022年3月31日)

収入金額	1,056,644 円
支出金額	778,611 円
次期繰越金	278,033 円

収 入		(単位：円)		
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
会費収入	295,000	280,000	△ 15,000	会費 56人×5,000円
活動事業収入	15,000	8,996	△ 6,004	諏訪湖アダプト扱い
募金収入	400,000	435,498	35,498	書き損じハガキ扱い
雑収入	4,000	25,343	21,343	外国紙幣両替金 12,343円 寄付金 5,000円×2名 日本ユネスコ協会 寺子屋補助金 3,000円
前期繰越金	306,807	306,807	0	
合 計	1,020,807	1,056,644	35,837	



支 出		(単位：円)		
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
事務費	200,000	135,924	△ 64,076	交通費、通信費、賃借料、印刷費、 総会費、消耗品費、雑費
会議費	20,000	8,044	△ 11,956	会議時お茶代
事業費	200,000	140,124	△ 59,876	地域遺産 29,800円 広報費 76,910円 環境問題推進 0円 寺子屋 26,979円 ユネスコスクール 6,435円
分担金	57,000	56,000	△ 1,000	日本ユネスコ協会連盟分担金
募金支出	370,000	438,519	68,519	書き損じハガキ扱い 408,519円 ウクライナ緊急募金 30,000円
次期繰越金	173,807	278,033	104,226	
合 計	1,020,807	1,056,644	35,837	

監 査 報 告 書

2022 年 4 月 5 日

諏訪ユネスコ協会
会長 矢崎 靖雄

諏訪ユネスコ協会

監事 木村紀徳 
監事 濱 善夫 

諏訪ユネスコ協会会則第 10 条第 5 項の規定に基づき、2021 年度の
会計監査を 2022 年 4 月 5 日に実施致しました。

現金出納帳、預貯金通帳及びそれらに係る証票類を監査の結果、会
計書類の記載に正しく合致し保管も適切に行われています。

従って 2021 年度決算報告書は諏訪ユネスコ協会の収支及び財産の
状況を適切かつ正確に示していることを認めます。

以上

第2号議案 規約改正に関する件 諏訪ユネスコ協会会則(案)

第1章 総則

第2章 会員

第3章 役員および事務局

第4章 会議

第5章 本部会

第6章 専門部会・特別委員会

第7章 会計

第8章 雑則

諏訪ユネスコ協会会則施行細則

諏訪ユネスコ協会財務規定

諏訪ユネスコ協会賛助会員規則

諏訪ユネスコ協会青年会員規則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は「諏訪ユネスコ協会」と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所を諏訪ユネスコ協会、会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、ユネスコ憲章の精神に基づいてユネスコ活動の実践をとおり、広く国際社会の進歩と向上に貢献しうる人格の形成をはかり、もって世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条（活動方針と事業）

本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業
- (2) 国際理解教育をはかるための事業
 - イ 平和、国際理解のための研究会、映画会、展示会等の実施
 - ロ 戦争体験を伝えるための資料の収集と出版
 - ハ 平和教育、環境教育のカリキュラム作成と実践
 - ニ その他
- (3) 新しい文化の創造をはかるための事業
 - イ 異文化理解を促進するための研修会の実施や人物交流
 - ロ 地域文化を理解するための諸活動
 - ハ 世界遺産・地域遺産を保存するための研究会、講演会、未来遺産運動の実施
 - ニ その他
- (4) 科学の発展とよりよい環境を創造するための事業
 - イ 世界平和に貢献しうる科学技術についての研究会実施
 - ロ 地球環境の問題を考える研究会の実施や具体的実践活動
 - ハ その他上記の事項を広く市民に知らせるための展示会等の実施
- (5) 国際協力と交流をはかるための事業
 - イ 世界寺子屋運動等、発展途上国の人々への協力事業
 - ロ ユネスコ関係者の招へいおよび派遣
 - ハ 文通や活動交換・交流
- (6) 青少年の育成をはかるための事業
ユネスコスクールで目指す SDGs 持続可能な開発のための教育 ESD

の推進。

イ ユネスコスクールの促進と活動の継続実施

ロ 青年ユネスコ活動の育成と援助

(7) ユネスコ（日本ユネスコ国内委員会、社団法人日本ユネスコ協会連盟、長野ユネスコ連絡協議会）の事業への協力

(8) 隣接ユネスコ協会および関係諸団体との連携、協力

第2章 会 員

第5条（会員）

本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、所定の会費を負担するものをもって会員とする。

会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条・その他いかなる政治的・経済的・社会的差異によっても奪われることはない。

会員の種別は次のとおりとする

(1) 個人会員

① 一般会員

② 青年会員

(2) 団体会員

企業名、代表者名、商標など団体が希望する名称で会員登録することができる。

前項に関する細目は別に定める。

第6条（会費）

会員は会費を負担する義務を負い細目は別に定める。

第7条（入会・退会）

本会への入会および退会は理事会の承認を必要とする。

第3章 役員および事務局

第8条（役員）

本会に次の役員をおく。

- (a) 会 長 1名
- (b) 副会長 若干名
- (c) 理 事 7名以上15名以内
- (d) 会 計 1名
- (e) 監 事 2名

必要な場合には、前項に記された役員以外に次の役員をおくことができる。

- (a) 名誉会長 1名
- (b) 顧 問 若干名

第9条（役員を選出）

会長、理事および監事は総会において会員の中から選出される。理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を常務理事とする。前項の会長をもって理事長とする。

副会長、常務理事は、理事の互選で選出し、会長が任命する。

名誉会長、顧問及び会計、は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

役員の任用は入会後おおむね1年の会員経験を経たものとする。ただし名誉会長、顧問、会計、他専門的な知識、技能によって任用される者には適用しない。

第10条（役員の任務）

1. 会長は本会を総理し、代表として本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ定められた順序にしたがい、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、本会の運営、資金の管理等を行う。
4. 会計は本会の会計の任務に当たる。
5. 監事は本会の会計に関し、監査の任務を持つ。

第11条（役員任期）

役員任期は2年とし、重任は妨げない。

第12条（事務局）

本会に事務局を設け、事務局長および事務局次長を置くことができる。

事務局長は理事の中から選出された、常務理事があたる。

事務局次長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

事務局に関する規定は理事会において別に定める。

第4章 会 議

第13条（会議）

本会の会議は総会、理事会とし、いずれも会長が招集する。議長には会長があたる。

総会は全会員。理事会は理事をもって構成する。また監事、専門部長（または代理）を招へいすることができる。

会議は、委任状を含め定数の3分の1以上の出席を得て成立する。

会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

やむを得ない理由で長期にわたり会議の開催ができない場合は、書面による議決を認める。

団体会員の議決権は一団体を一会員とみなし、議決権1とする。

第14条（総会）

総会は年1回5月に開き、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 会長、理事および監事の選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第15条（臨時総会）

前条で定められた総会以外に、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 理事の過半数の要求があった場合
- (3) 会員の3分の1の要求があった場合

前(2)(3)号の場合、会長は要求が文章で提出されてから20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第16条（理事会）

理事会は原則として月1回以上開き、次の事項を審議する。

- (1) 事業執行に関する事項
- (2) 副会長、常務理事の選出
- (3) 名誉会長、顧問および会計の推薦
- (4) 諸規定の改廃および承認

- (5) 補欠役員を選出
- (6) 入会者、退会者の承認
- (7) その他必要な事項

第5章 本部会

第17条（三役会）

三役会をもって本部会と位置付ける。

第4条に定める事業の円滑な運営をはかる。

三役会は会長・副会長・事務局で構成し、会長が招集する。

三役会は本会議に先立ちおおむね7日以内に開催する。

第6章 運営委員会・専門委員会

第18条（運営委員会）

第4条に掲げる事業を推進するため運営委員会を設けることができる。

運営委員会の委員は、会員の中から、会長が理事会の議を経て委嘱する。

前頁に関する細目は別に定める。

第19条（専門委員会）

会長は、理事会の議を経て、専門委員会を設けることができる。

専門委員会は専門領域の事業について各種の専門部会を設け、企画・運営・実施に当たる。

専門部会の委員は、会員の中から、会長が理事会の議を経て委嘱する。

第7章 会 計

第20条（経費）

本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入による。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 雑 則

第22条（会則の変更）

本会則の変更は、会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第23条（日本ユネスコ協会連盟加入）

本会は社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下連盟とする）に構成団体会員として加入する。

第24条（宗教・政治活動の禁止）

本会は特定の宗教および政治活動は一切行わない。

第25条（会計に関する件）

金銭、口座の管理は会計が行うこととし、口座の所在地を会計宅に置く。

付 則

本会則は日本ユネスコ協会連盟加入の日である2011年（平成23年）4月16日より施行する。

2019年（令和元年）5月13日一部改正。

2021年（令和3年）5月17日一部改正、同日より施行する。

2022年（令和4年）5月23日一部改正、同日より施行する。

諏訪ユネスコ協会会則施行細則

第1条（趣 旨）

この細則は、諏訪ユネスコ協会会則（以下「会則」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員及び会費）

会則第5条及び第6条に規定する会員及び会費については次に定める。

	会 員 区 分	会 費	備 考
(1) 個人会員	① 一般会員	5,000円	
	② 青年会員	2,000円	就学生は免除
(2) 団体会員		20,000円	一口（口数任意）

第3条（運営委員会）

会則第18条に規定する運営委員会に関しては、次のとおり定める。

1. 運営委員会は、30名以内で組織する。
2. 会長、副会長、理事は運営委員会を兼務する。
3. 選出方法は、本会は6市町村に関係があるため、各市町村単位に定数を考慮して決める。

市は5名以内、町は2名以内、村は1名。（役員の兼務者は別とする）

付 則

この細則は平成23年4月16日から施行する。

2021年（令和3年）5月17日一部改正、同日より施行する。

2022年（令和4年）5月23日一部改正、同日より施行する。

諏訪ユネスコ協会財務規定

第1章 総 則

第1条（目的）

この規定は、諏訪ユネスコ協会会則に基づき、財務に関し収支の状況および財政状態を明らかにすることを目的とする。

第2条（会計区分）

会計区分は、一般会計と特別会計とし特別会計は必要のある場合に設けることができる。

第3条（会計年度）

1. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

第4条（予算）

1. 会長は、事業計画に基づいて予算を調整し、理事会の審議を経て、総会において予算の承認決議を得なければならない。
2. 会長は予算の執行において、支出科目間の流用は認められるが予算支出総額を超えるとき、もしくは収支がマイナスになるときは、直ちに理事会に報告しなければならない。

第5条（会計責任者）

会計責任者は、事務局長がこれに当たる。

第6条（会計事務担当者）

会計事務担当者は、理事会の推薦を経て会長が委嘱した「会計」がその任にあたる。

第7条（帳簿書類の保存）

会計に関する帳簿および書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 予算・決算書 | 永久 |
| (2) 会計帳簿 | 10年 |
| (3) 証拠書類その他 | 5年 |

第2章 金 銭 出 納

第8条（金銭の範囲）

この規定において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

第9条（出納責任者）

出納責任者は、第6条に定める「会計」がこれにあたり、収納・支払いを行う。

第10条（収入）

出納責任者は、金銭を収納したときは、領収書を作成して交付する。

第11条（支出）

1. 金銭の支払いは、請求書その他証憑に基づき、事務局長の承認を要する。
2. 金銭の支払いは、必ず領収書を徴収し、保管する。
3. 領収書を徴収できない場合は、事務局長の支払い証明書による。
4. 銀行振り込みによる支払いは、銀行より入手する証憑類を第2項に準じて取り扱う。

第12条（公印管理）

出納に使用する印鑑は、**会計**が保管する。

第13条（預金口座）

預貯金の名義人は会長とし、金融機関との取引開始または廃止は会長の承認を要する。

第14条（記帳管理および残高照合）

1. 出納責任者は、現金出納帳に記帳し、現金残高を照合しなければならない。
2. 預貯金については、月1回銀行残高と帳簿残高を照合しなければならない。
3. 違算がある場合は速やかに会計責任者に報告し、指示を受けるものとする。

第3章 決 算

第15条（決算書）

会計責任者は、会計年度終了後決算書類を作成し、監事の監査に供する。

第16条（承認）

会長は、理事会の審議を経て、総会において決算の承認決議を得なければならない。

第4章 監 査

第17条（監査）

1. 監事は、会計年度終了後に決算書類の会計監査を行う。
このほかに必要に応じ随時監査を実施することができる。
2. 監事は、決算終了後、監査報告書を会長に提出しなければならない。

第18条（改廃）

この規定の改廃は、理事会の承認による。

付 則

この規定は、2011年（平成23年）4月16日より施行する。
2022年（令和4年）5月23日一部改正、同日より施行する。

諏訪ユネスコ協会賛助会員規則

第1条（趣旨）

この規則は、諏訪ユネスコ協会（以下「協会」という）の賛助会員として事業の趣旨に賛同し、協力する個人および団体について必要な事項を定めるものとする。

第2条（賛助会員）

1. 賛助会員とは、協会会則第3条および第4条に基づく活動に協力するための賛助会費を納めたものとする。
2. 賛助会員の入会は、理事会の承認を得るものとする。

第3条（賛助会費）

賛助会費の年額は次のとおりとする。

1. 個人 3,000円
2. 団体 5,000円

第4条（賛助会員の事業への参加）

賛助会員は、協会の事業等に参加することができる。

第5条（機関紙等の配布）

協会は、賛助会員に機関紙等を配布するものとする。

付 則

この規則は、平成23年6月10日～施行する。

諏訪ユネスコ協会青年会員規則

第1条（趣旨）

この規則は、諏訪ユネスコ協会（以下「協会」という）が行う事業の趣旨に賛同し協力する個人及び団体を対象に、ユネスコ活動の将来を担う人材育成を目的に「青年会員」を設ける。

第2条（青年会員）

1. 青年会員は、協会会則第3条および第4条に基づく活動に協力する。
2. 青年会員の年齢は満15歳以上26歳未満の者とする。
3. 青年会員の入会は、理事会の承認を得るものとする。

第3条（会費）

青年会員の会費の年額は次のとおりとする。

1. 青年会員 2,000円
2. 就学生 免除

第4条（青年会員の事業への参加）

青年会員は、協会の行う事業に参加することができる。

第5条（機関紙等の配布）

協会は、青年会員に機関紙等を配布するものとする。

第6条（運用）

本規則は、諏訪ユネスコ協会内部規則として運用し、第3条2項に該当する会員は連盟への会員登録はしない。

その後、第3条1項に該当するに至った場合、連盟の会員登録をする。

付 則

この規則は、令和4年5月23日より施行する。

2022年（令和4年）5月23日一部改正、同日より施行する。

第3号議案

2022年度事業計画（案）

本部会

1. 2022年度定時総会 5月23日（月） 15時
2. 理事会（毎月1回）
3. 6市町村ユネスコ担当者会議実施
4. ユネスコ協会連盟第73回定時総会出席
5. 「2022年 中部東ブロック活動研究会 in 飯田」参加
6. 諏訪ユネスコ協会ホームページ管理・更新

地域遺産部会

諏訪の自然文化遺産として、各地域の魅力を確認し会員や地域住民に繋げたい。

計画の趣旨

諏訪地域の美しい自然や大切な暮らしを確認し、会員や子どもを含む地域住民にどう繋いでいくのかを研究する。

- 1 諏訪地域の魅力について
 - ・部員意見交換
- 2 諏訪地域の自然文化遺産について
 - ・部員意見交換
- 3 諏訪地域を知る
 - ・視察研修
 - ・講演会

寺子屋部会

1. 書き損じハガキ回収
 - (1) 学校へのアプローチ
 - (2) 各地域に責任者をおき、その方を中心に活動する。
 - (3) 部会員相互の連絡を密にとる（チラシ・報告カードについて意見交換）。
 - (4) 年間計画の作成（回収後の処理の確認・統一）
 - (5) 学校以外へのアプローチについて検討する

環境問題推進部会

1. 諏訪湖アダプト活動参加
実施区間：No.15 石彫公園周辺

- 第1回6月9日(木) 9:00~10:00
 - 第2回7月6日(水) 9:00~10:00
 - 第3階9月13日(火) 9:00~10:00
2. 諏訪湖アダプトプログラム報告会参加
2023年3月中旬

ユネスコスクール推進部会

- ・SDGs、ESD、ユネスコスクール等への理解を深める研修会への参加
- ・6市町村小中高校へユネスコスクールへの推進
- ・ユネスコスクール加入校への支援
- ・国際理解勉強会(座談会)開催
- ・高島ボランティア基金による取り組み

広報部会

1. 広報紙「諏訪ユネスコ通信」年3回の発行
 - ・第34号:2022年7月31日発行
 - ・第35号:2022年11月30日発行
 - ・第36号:2023年3月31日発行
2. 諏訪地区内報道機関へのPR活動
 - ・広報紙の配布、各部会事業活動の広報
3. ユネスコ協会連盟へ提出書類の作成、事業活動の広報
4. 長野県下、各ユネスコ協会への広報活動、広報紙の配布等
5. 「諏訪ユネスコ協会」ホームページの管理

2022年度収支予算書（案）

（2022年4月1日～2023年3月31日）

収 入				（単位：円）
科 目	2021年度 決算額	2022年度 予算額	備 考	
会費収入	280,000	310,000	会費 54人×5,000円 団体2×20,000円	
活動事業収入	8,996	15,000	諏訪湖アダプト活動支援金	
高島ボランティア基金		56,500	諏訪湖の学習等	
募金収入	435,498	400,000	書き損じハガキ募金（世界寺小屋活動）	
雑収入	25,343	4,000	預金利子 寺子屋部会支援金	
前期繰越金	306,807	278,033		
合 計	1,056,644	1,063,533		

支 出				（単位：円）
科 目	2021年度 決算額	2022年度 予算額	備 考	
事務費	135,924	200,000	交通費、通信費、賃借料、印刷費、 総会費、消耗品費、雑費	
会議費	8,044	20,000		
事業費	140,124	186,500	地域遺産 20,000円 広報費10,000円 環境問題推進 20,000円 ユネスコスクール50,000円 寺小屋部会30,000円 諏訪湖学習56,500円	
分担金	56,000	56,000	日本ユネスコ協会連盟分担金	
募金支出	438,519	370,000	書き損じハガキ募金（世界寺小屋運動） 諸費用30,000円控除後	
予備費		231,033		
次期繰越金	278,033	0		
合 計	1,056,644	1,063,533		

